

埼玉県

カスタマーハラスメント防止条例 が施行されました

カスタマーハラスメント（カスハラ）防止の基本理念や県、顧客等、事業者、就業者等の責務などを定めた条例が施行されました。

顧客等（消費者）は、次の事項に努めることとされています。

- カスハラ問題への関心と理解を深める
- 就業者に対する言動に必要な注意を払う
- 県が実施するカスハラ防止施策に協力する

上手に意見を伝えるための5つのポイント*

～あなたがカスハラの加害者とならないために～

ひと呼吸、おこう

- 1 感情的な言動にならないように、まずはひと呼吸おいて冷静に。気持ちを落ち着けましょう。

具体的に伝えよう

- 2 何を、どのようにして欲しいのか、また、その理由について、相手にわかるように具体的に伝えましょう。暴力や暴言は論外です。

相手の話を最後まで聞こう

- 3 一方的に話をしていませんか。相手の言い分や理由を最後までしっかり聞いて、理解するようにしましょう。

相手（従業員等）の立場を理解しよう

- 4 担当者によってはすぐに対応ができない場合があるかもしれません。

相手に敬意を持って接しよう

- 5 顧客も従業員も同じ「人間」です。行き過ぎた言動によって傷ついてしまいます。お互いに敬意を持って、相手を思いやって、尊重し合うことが大切です。



埼玉県のマスコット
「コバトン&さいたまっち」